里帰り先で
産後ケアを利用される皆様へ

R8.10 月作成

長崎県外の里帰り先で、産後ケア事業を利用された場合、利用料の償還払いを行います。
※一部長崎県内の産後ケア事業実施施設も含む（長崎市で定める金額を上限とします）

ご利用できるかた

＊　長崎市に住所を有するかた
＊　産後ケアを希望されるかた
＊　医療行為による治療の必要な方はご利用できません。

対象の施設

＊　自治体から「産後ケア事業」の委託を受けている施設
（事前に確認させていただきますので、必ずご利用前にご相談ください。）

ケアの内容

（例）産婦さんの心身の健康管理や生活面への相談
赤ちゃんの発育・発達、その他健康状態の相談
乳房ケアや沐浴・授乳方法などの育児指導、育児相談など・・・
※利用施設が産後ケアとして実施している内容

●利用できる期間や、回数は長崎市で定める基準を適用します。
●利用施設が対応できる内容に限ります。

	対　象　者	回数
宿泊(ショートステイ)	**出産後 1 年未満** （産後 1 年になる前日まで）	7 日以内(回数を分けて利用可)
日帰り(デイケア)		日帰りと訪問を合わせて 6 回まで
訪問(アウトリーチ)		

支給額

利用施設でお支払いされた金額と長崎市で定める上限金額のいずれか低い方から、自己負担額を除いた金額を支給します。

種別	長崎市の上限金額	自己負担額	
		5回（泊）目まで	6回（泊）目以降
ショートステイ（宿泊）	（1 泊につき）　30,000円	（1 泊につき）　1,600円	（1 泊につき）　4,100円
	母のみの場合 （1泊につき）　20,000円	母のみの場合 （1泊につき）　300円	母のみの場合 （1泊につき）　2,800円
	多胎児の場合 （1 泊につき）　37,700円	多胎児の場合 （1 泊につき）　2,600円	多胎児の場合 （1 泊につき）　5,100円
デイケア（通所）	（4時間未満）　7,200円 （4時間以上）　9,600円	0円	（4時間未満）　1,400円 （4時間以上）　1,700円
アウトリーチ（訪問）	6,000円	0円	1,100円

宿泊・日帰り・訪問を合わせて 5 回(泊)目までは 2,500 円/回の減免があります

＊　市民税非課税世帯・生活保護世帯のかたは無料となります（証明書の提出が必要です）

支給例

●県外施設にてショートステイを2泊3日利用し、
7万円（1泊目：4万円、2泊目：3万円）支払った場合

	A　長崎市の上限金額
利用料	60,000円 （30,000円×2泊）
	B　領収額の合計 （施設で支払った金額）
	70,000円

AとBのどちらか低い金額	60,000円
自己負担額	3,200円（1,600円×2泊）
支給額	56,800円

利用方法

1．利用前に、長崎市こども家庭センター（子育てサポート課）へ電話または来所

＊　里帰り先や利用したい施設（出産予定施設）などを確認します。
（自治体から「産後ケア事業」の委託を受けていない施設の場合は、償還払い制度の対象となりません）

2．利用申込

＊　利用施設、日程が決まったら、長崎市へ申請をお願いします。
原則、電子システムからの申請をお願いします。

3．産後ケア利用後、利用料支払い

＊　施設へ直接、利用料をお支払いください。
＊　支払い金額が分かるもの（領収書など）を受け取ってください。

4．償還払いの申請

＊　必要書類をご準備の上、長崎市こども家庭センターへ提出してください。（郵送可）
※提出期限：産後ケア利用日から１年間（お早めの提出をお願いする場合があります）

5．支給額の振り込み

＊　指定の口座へ、支給額を振り込みます。（申請受理後、1～2か月で振込予定です）

（必要書類）

①長崎市産後ケア事業支給金交付申請書
②県外の施設で利用した産後ケアの領収書
③口座番号がわかるもの（通帳、キャッシュカード）の写し
※口座名義人が旧姓の場合は、旧姓から現姓に変わったことが分かる書類（運転免許証の裏など）を提出してください。
④本人確認書類（顔写真付きのもの：マイナンバーカード、運転免許証など）

利用申込みの電子申請や、提出書類のダウンロードはこちらから！
「長崎市子育て応援情報サイト（イーカオ）」



＜お問合わせ先＞　長崎市こども家庭センター（子育てサポート課）
〒850-8685　長崎市魚の町４番１号　TEL095－829－1255